

新型コロナウイルス感染症により施設が臨時休園した場合等の保育料返金に関するよくあるご質問と回答

●返金対象者に該当するが、手続きをしなくても返金は受けられるのか。

→園が臨時休園となった場合は手続き不要ですが、お子様が新型コロナウイルス感染症の患者または濃厚接触者に特定され、園を休んだ場合には手続きが必要となりますので、電子申請または申請書の郵送等により手続きを行ってください。

●子どもが新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定され、保健所から自宅待機を指示されたが、指示された期間をはっきり覚えていない。

→おおよその期間で構いませんのでご記入のうえ申請してください。申請いただいた内容をもとに、正確な期間について豊橋市役所保育課から保健所にも確認いたします。

●子どもの家族が濃厚接触者に特定されたため、子どもも念のため園を休んだ。休んだ期間は返金の対象となるか。

→返金の対象となるのはお子様自身が新型コロナウイルス感染症の患者または濃厚接触者に特定された場合となりますので、返金の対象とはなりません。

●子どもが濃厚接触者に特定された後、PCR検査で感染が判明し、保健所から最初に指示された健康観察期間より短い期間で療養が終了した。その後も念のためしばらく園を休んだが、返金対象期間はどうか。

→濃厚接触者に特定された日から、保健所から指示された療養期間終了日までが対象となります。